

# 小田原市民ホール条例等の一部改正について

## 1 改正の背景

小田原市民ホール（以下「小田原三の丸ホール」といいます。）につきましては、来場者への更なるサービスの向上を図り、施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとし、関連する条例等を一部改正するものです。

## 2 改正する条例

小田原市民ホール条例

## 3 改正の内容

### (1) 指定管理者制度の導入について

指定管理者に管理運営業務を行わせることができるように、小田原市民ホール条例について次のような内容の一部改正を予定しています。

#### ア 指定管理者による管理に伴う事項

小田原三の丸ホールを適正に管理運営することができ、併せて芸術文化の振興並びにまちなかの回遊性の向上及びまちの活性化に資することを効果的に達成することができる法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」といいます。）に、小田原三の丸ホールの管理運営を行わせることができることとします。

#### イ 指定管理者が行う業務の範囲に関する事項

指定管理者が行う小田原三の丸ホールの管理運営業務の範囲を次のとおり定めることとします。

(ア) 使用許可に関する業務

(イ) 維持管理に関する業務

(ウ) 利用料金（現行の入場料及び使用料に相当するものです。）に関する業務

(エ) (ア)～(ウ)のほか、市長が必要と認める業務（指定管理者からの提案も含めます。）

#### ウ 開館時間及び休館日に関する事項

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間の変更や臨時に休館又は開館することができるものとします。

#### エ 利用料金に関する事項

施設の利用料金の限度額を定め、その範囲内で指定管理者が市長の承認を得て決定した額を利用料金とし、指定管理者の収入として収受させることとします。なお、既納の利用料金の還付は行いませんが、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その

全部又は一部を還付することができることとします。

また、指定管理者が市長の定める基準に従い必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができるようにします。

オ その他

小田原三の丸ホールの管理に関し必要な一般的事項（施設の使用許可、取消し、制限等）については、指定管理者が行うこととします。

(2) 名称について

小田原市民ホールの愛称である小田原三の丸ホールを名称に位置付けることとします。

#### 4 その他関連規則及び審査基準等

上記の条例の一部改正に伴い、小田原市民ホール条例施行規則、申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準において、施設管理及び使用許可を指定管理者がすることとするほか、付帯設備の利用料金の限度額を定める等の規定の整備を行うこととします。

(現在の市が直接管理している場合と同等の内容になります。)

#### 5 条例の施行予定日

令和7年4月1日（予定）